横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申 (答申第342号)

平成16年12月21日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開·個人情報保護審査会 会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に 基づく諮問について(答申)

平成15年7月7日福監第184号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成 14 年度障害福祉関係施設指導監査提出資料のうち、職員研修への取組み及び職員研修実施状況(東やまたレジデンス)」の一部開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成14年度障害福祉関係施設指導監査提出資料のうち、職員研修への取組み及び職員研修実施状況(東やまたレジデンス)」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成14年度障害福祉関係施設指導監査提出資料のうち、職員研修への取組み及び職員研修実施状況(東やまたレジデンス)」(以下「本件申立文書」という。)の開示請求に対し、横浜市長(以下「実施機関」という。)が、平成15年5月12日付で行った一部開示決定(以下「本件処分」という。)の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件申立文書は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例(平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

本件申立文書のうち職員研修実施状況(東やまたレジデンス)に記録された参加 者名については、個人に関する情報であり、特定の個人が識別される情報に該当し、 非開示とした。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人(以下「申立人」という。)が、異議申立書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分の取消しを求める。
- (2) 条例第7条第2項第2号に該当しない。
- (3) 川崎市のくさぶえの家や横須賀市のわたげ等の神奈川県にある自閉症専門施設の職員名は開示されている。

自閉症者の親が設立した社会福祉法人の自閉症専門施設で職員名を非開示にしている施設はほとんどない。

(4) 神奈川県、川崎市、東京都、北海道、愛知県、長野県の例に拠れば、社会福祉 法人の職員の名前は、事業報告書の中で開示されている。条例では不開示になる と思われる場合であっても、社会福祉法人が自らの判断によって、開示の方針を 打ち出している。

- (5) 都道府県情報公開研究会、情報公開制度実施都道府県研究会等で「社会福祉法 人の施設職員の氏名」の開示について議論されている。横浜市は大都市情報公開 等主管者会議に参加している。
- (6) 北海道においては、社会福祉法人の事業の公益性に鑑み、社会福祉法人現況・ 事業状況報告」の開示にあたっては、役職つき職員に限らず氏名を開示している。
- (7) 厚生労働省は、施設職員に対する研修の徹底を指導している。不祥事防止、再発防止のために、福祉施設に対しても、事業報告書の公開を期待している。(社会法人の認可について平成12、13年。障害福祉施設等に係る指導監査について平成15年)。
- (8) 障害福祉施設の監査においては、延べ、約3割の施設が適切な入所者処遇の確保の指摘を受けている。(障害福祉施設等の指導監査の状況、平成13年度厚生労働省障害保健福祉部企画課監査指導室)。
- (9) 以上の事実を前提に考えると、本人支援の適切さの確保及び不祥事の発生防止 を図るためには、今回不開示にされた情報は、公にすることが予定されている情報ということができる。

5 審査会の判断

(1) 社会福祉法人に対する指導監督について

横浜市は、社会福祉法(昭和26年法律第45号)第56条(一般的監督)に基づき、 社会福祉法人の適正な運営と円滑な社会福祉の遂行を確保するため、所管の社会福祉法人に対し指導監督を行っている。

同条第1項においては、「厚生労働大臣又は都道府県知事若しくは指定都市若しくは中核市の長は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分及び定款が遵守されているかどうかを確かめるため必要があると認めるときは、社会福祉法人からその業務又は会計の状況に関し、報告を徴し、又は当該職員に、社会福祉法人の業務及び財産の状況を検査させることができる。」と規定されている。

この規定に基づき、横浜市では、毎年度指導監査を行う際に、参考資料として事前に社会福祉法人に対し、法人の運営状況に関する各種報告書類の提出を求めている。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成14年度障害福祉関係施設指導監査の際に、報告書類として 東やまたレジデンスを経営する社会福祉法人から横浜市長へ提出された文書であり、 職員研修への取組(プログラム、体制及び専門資格取得奨励策等)及び職員研修状 況(実施日、実施場所、内容及び参加者名)が記録されている。

- (3) 条例第7条第2項第2号の該当性について
 - ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」については開示しないことができると規定している。
 - イ 実施機関は、本件申立文書のうち職員研修実施状況(東やまたレジデンス)に 記録された参加者名については、本号に該当するとしている。
 - ウ 本件申立文書のうち職員研修実施状況(東やまたレジデンス)に記録された 参加者名は、各種の研修、セミナー、施設見学等に参加した施設職員の氏名で あり、当該氏名は、各施設職員の個人に関する情報であって、当該情報それ自 体から、特定の個人を識別することができるものであるから、本号本文に該当 する。
 - エ これに対して、申立人は、社会福祉法人が自らの判断によって法人職員の氏名を開示していることや、他都市では、事業報告書に記載された社会福祉法人の職員の氏名を開示していることなどから、当該氏名は、公にすることが予定されている情報である旨主張しているので、本号ただし書アの該当性について検討する。

当審査会が確認したところ、確かに、他の地方公共団体が出資する社会福祉法人が運営主体である社会福祉施設においては、法人自らが当該法人の所属職員の氏名について公表慣行がある情報として取り扱っている事例も認められるが、所属職員の氏名を一般に公表することについては、各法人の判断によることとなり、一般的に社会福祉法人の所属職員の氏名について公表慣行があるとまでは言えない。

また、社会福祉法第44条第2項では、「社会福祉法人は、毎会計年度終了後2月以内に事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作成しなければならない。」と規定し、同条第4項では、「社会福祉法人は、第2項の書類

及びこれに関する監事の意見を記載した書面を各事務所に備えて置き、当該社会福祉法人が提供する福祉サービスの利用を希望する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。」と規定している。そして、同法第75条第1項では、「社会福祉事業の経営者は、福祉サービス(社会福祉事業において提供されるものに限る。以下この節及び次節において同じ。)を利用しようとする者が、適切かつ円滑にこれを利用することができるように、その経営する社会福祉事業に関し情報の提供を行うよう努めなければならない。」と規定しており、社会福祉法等の関係法令により、社会福祉法人が自らの経営状況や実施している事業に関する情報を公にしていくことが求められている。

しかし、法令等で登記や事業報告書等に記載することが求められているのは、 当該法人の経営等に責任を有する、当該法人の代表者である理事長や、理事、 監事等の役員等の氏名についてである。また、施設長についても、施設の運営 責任者として、法令等又は慣行として公にしていくことが予定されているもの である。

オ これに対して、社会福祉法人の職員の氏名については、理事長等の氏名とは 異なり、法令等の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情 報とはいえない。

また、当該氏名については、ただし書イ及びウのいずれにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件申立文書のうち職員研修実施状況(東やまたレジデンス)に記録された参加者名を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定は、妥当である。

《参考》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年7月7日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成15年7月18日 (第16回第一部会) 平成15年7月25日 (第16回第二部会)	・諮問の報告
平成15年8月18日	・異議申立人から意見書を受理
平成16年3月19日 (第284回審査会)	・部会で審議する旨決定
平成16年8月6日 (第42回第一部会)	・審議
平成16年8月20日 (第43回第一部会)	・審議
平成16年9月3日 (第44回第一部会)	• 審議